

アジアにおける地域環境レジームの形成——評価と展望（序説）

加 藤 久 和

1. はじめに
2. グローバルな環境レジームの誕生
3. グローバルとリージョナル
4. アジアにおける地域環境協力の現況
5. 東南アジア
6. 南太平洋
7. 南アジア
8. 北東アジア
9. レジーム論と地域環境レジームのありよう
10. レジームの形成と認知共同体
11. ガバナンス論と環境安全保障
12. 結びに代えて

1. はじめに

アジア太平洋地域においても、地域環境レジームの形成と確立の必要性が叫ばれるようになつてから久しい。

たしかに、とくに一九八〇年代以降、アジアでも「〇〇地域環境計画」や「〇〇地域環境協力会議」と銘打ったプログラム、定期的な国際会議やフォーラムが設立され、東南アジア、南太平洋など、より小さな地域単位（以下、「小地域」という）では、一部特定の分野または特定の環境問題について条約が結ばれることも見受けられるようになった。その現状はどうなつていて、将来どのような方向に向かおうとしているのか。

また、これらの結果、アジアにはすでに「地域環境レジーム」と呼びうるものが存在するのか、存在するとすればそれはどのような内容と効果を持つものか。反対に、地域環境レジームはアジアではいまだ形成途上にあるとしたら、そのどの部分が形成途上なのか、そこにはどのような問題があり、さらなる発展と確立に向けてどのような課題を抱えているのか。

以下本稿では、まず一九七二年ストックホルム人間環境会議以来のグローバルな環境レジーム形成の経過を簡単にたどるとともに、アジア太平洋地域においては地域全体として、また、小地域単位で、どのような環境協力の枠組みや計画があるのかを概観する。その後、この問題をもう一度レジーム論に立ち返つて「レジームとは何か」を考察することにより、アジアの地域環境協力の枠組みや一部で成立している地域環境条約レジームの評価を試みるとともに、将来のレジーム形成に向けての課題と展望について私見を述べることとした。

2. グローバルな環境レジームの誕生

周知のように、国際関係論あるいは国際政治学においては、一九七〇年代半ばに入つて「レジーム論」が盛んに行われるようになった。当時も依然として存続した東西冷戦の下で米ソ間のデタント（緊張緩和）が進み、冷戦構造が新しい段階に立ち至つたことにより、厳しい冷戦構造＝国家間の対立を前提とした国際政治理論の転換が求められた⁽¹⁾のである。他方では、経済などさまざまな分野が（政治化）し、国際貿易、通貨体制がゆらぐとともに、エネルギー、食糧、環境、海洋など、いわゆる地球規模の問題が顕在化し、それらの問題領域を取り扱うことができると、国際政治学上の新しい分析枠組みが求められた。とくに後者に關して積極的に対応しようとしたのがレジーム論であつたと言えよう。

主として国家の政治的独立と国際的な平和・安全保障の問題を取り扱う従来の「ハイ・ポリティックス＝高等政治」に対し、これらの問題領域は政治学的には「ロウ・ポリティックス＝下等政治」に属すると考えられてきたのであつた。

おりしも一九七二年には環境問題をめぐつて世界初の大規模な国際会議、国連人間環境会議（UNCHE）がスウェーデンの首都ストックホルムで開かれ、ストックホルム会議はその後、人口、食糧、エネルギー、人間居住、水、砂漠化、女性問題など、地球規模の問題に対する国際社会の対応と協力をめぐつて統々と開催されることになる、世界的規模の国際会議の嚆矢となつたのである。また、この会議と前後して多数国間環境協定（Multilateral Environmental Agreements: MEAs）が相次いで結ばれ、主権国家間の合意を文書化した、拘束力のある条約という形式を用いたグローバルな環境レジームの形成へと発展していく。

3・グローバルとリージョナル

これと並行して、西欧・北欧諸国や北美大陸の米加両国と中南米諸国間では、特定の問題・分野について地域の環境保全・自然資源の保護等を目的とした国際協定が結ばれ、地域環境レジームと言つべきものが形成されるようになった。

とくに海洋汚染の問題については、船舶起源の海洋汚染を防止するためのグローバルな条約がすでに一九五〇年代から結ばれており（たとえば、一九五四年油濁防止条約）、一九七〇年代初頭にも海洋投棄規制条約（一九七二年、ロンドン・ダンピング条約）や包括的な海洋汚染防止条約が一九七三年に採択されている（その後七八年議定書により条約本体の実質的な一部改正を経て1973／78 MARPOL条約として発効）⁽³⁾が、ストックホルム会議の結果誕生した国連環境計画（UNEP）が世界の閉鎖性海域の海洋汚染防止と沿岸陸域を含めて総合的な海洋環境保護をめざす「地域海計画（Regional Seas Programme）」を積極的・重点的に推進したこともあり、地中海をはじめとする世界の主な閉鎖性海域について、最初は調査研究協力のための行動計画の採択に始まり、最終的には加盟各国に海洋汚染防止・沿岸地域の環境保護措置や緊急時の通報協議・相互援助を義務付ける地域協定を締結する地域的な海域も現れるに至っている。（日本海を含む北西太平洋海域の行動計画—NOWPAP—については後述参照）。

また、当初はスウェーデン、ノールウェイ等北欧諸国の強い働きかけにより始まったOECDのパイロット酸性雨モニタリング計画が、その後国連歐州経済委員会（UN/ECE）を介して東西両ヨーロッパにまたがる包括的な「歐州モニタリング・評価プログラム（EMEP）」に発展し、一九七九年にはまだ東西冷戦のさなかにありながら

ら「長距離越境大気汚染条約」が結ばれるという画期的な出来事につながった。⁽⁴⁾ 同条約はヨーロッパ諸国以外にも開放されており、現に米加両国はUN/ECEのメンバーであるが、条約には加盟していない。つまり、同条約は実質的には汎ヨーロッパの地域環境条約であると言える。（ただし、ヨーロッパでも同条約に基づき酸性雨の原因物質である硫黄酸化物（SO₂）の排出規制が実際に始まるのは、加盟各国に30%の排出削減を義務付けるヘルシンキ議定書が一九八五年に締結されて以降のことである）。⁽⁵⁾

ストックホルム会議から二〇年後の一九九二年、「環境と開発に関する国連会議（UNCED）」、いわゆる「地球サミット」を間にはさむ一九八〇年代後半から一九九〇年代前半になると、グローバルな枠組みのもとで各地域における具体的な取り組み方についてはこれを地域協定によって補完するという形をとる条約レジームも現れてくる。たとえば、砂漠化対処条約、移動性野生動物種の保護に関するボン条約などである。有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約も、条約の規定に反しない範囲で二国間協定や地域協定の効力を認めており、また、域内諸国間の情報の普及、技術移転の促進等の側面では、グローバルなレジームと地域環境レジームが並存すると言つてよいだろう。

4. アジアにおける地域環境協力の現況

（1）地域全体としての環境戦略・行動計画

アジア地域でも、ストックホルム会議を一つの契機として、域内発展途上国の国内環境法整備が始まるとともに、アジア太平洋地域全体としては一九八〇年以来、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の主催による環

境大臣会議が五年ごとに開かれるようになり、その一九八五年会議において「アジア太平洋地域環境戦略」(Regional Environmental Strategy)がはじめて採択された。⁽⁶⁾ 「持続可能な開発」を共通のスローガンにして一九九二年に開かれたブラジル・リオの地球サミットから一〇周年の「持続可能な開発世界サミット」(World Summit on Sustainable Development: WSSD)――ハネスブルグ・サミット)を二年後に控えて、その地域準備会合をかねた二〇〇〇年の環境大臣会議では、これまでの「地域戦略」が「持続可能な開発のための地域行動計画」(The Asia-Pacific Regional Action Programme for Environmentally Sound and Sustainable Development)と名称を変えて採択され、環境同計画をやむに集約化した重点的行動計画が「アノハペハ・ハニットフォーム」と銘打ってハネスブルグ・サミットに提出されたのであった。

本来、こうした行動計画の実施に当たるのは域内各国、とくに各省政府の責任とすべきであるが、實際にはESCAP事務局が行動計画に記述された多数の優先課題の中から適当な項目を選び出して一つのプロジェクトに仕立て上げ、アジア開発銀行(ADB)や世界銀行、そして世界銀行が管理する地球環境ファシリティー(GEF)、その他の国際機関または先進国の援助機関から融資・資金援助を受ける」とに成功したもののみが実施に移されているところのが実情である。

の他にも、アジア太平洋経済協力会議(APEC)がエネルギー、森林保全等、環境に関連した特定のテーマについて隨時専門分科会やタスク・フォースを設けて調査研究・討議を行い、APEC諸国間の協力を強化・推進するためにいくたの提言を行ってきた。一九九四年にはじめて開催されたAPEC環境閣僚会議においては、「APEC環境ビジョン」文書が採択・公表されている。

また、日本政府環境省のイニシアティブと予算措置(ODA)により、非公式にではあるがアジア太平洋地域の

環境大臣が一堂に会するECO-A SIA会議が一九九三年以来、原則として毎年開かれている。しかし、前述のESCAPアジア太平洋地域行動計画を含め、アジア地域全体をカバーするような一般的・包括的な地域環境レジームの成立には、いまだ程遠いということは明白である。

アジア地域の広大さ、多様性（政治、経済、文化のみならず、生態地理学的見地から見て極めて多様性に富む）から言っても、アジア地域全体を一律にカバーする計画や戦略より、むしろ、それよりは小さな地域単位、すなわちASEANを中心とする東南アジア、インド・パキスタン・バングラデシュ・ネパール等を含む南アジア、広い海域に多数の島嶼国が散在する南太平洋、そして日、中、韓の三国を中心とする北東アジアなど、小地域あるいは準地域ごとに計画を作成し、小地域内諸国が協力・分担して計画を実施していくほうが現実的かつ効果的と考えられる。実際にも、これまでそのような小地域単位で環境分野の国際協力プログラムや行動計画が策定・実施された。中には、具体的な事例は限られているものの、特定の環境問題に関する地域協定（条約）が結ばれるに至っているところもある。

ちなみに、いくつかの小地域にまたがつて計画・実施されている環境関連のアジア地域の国際プロジェクトとしては、「東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク」(East Asia Acid Deposition Monitoring Network: EANET)がある。これは、ヨーロッパで酸性雨問題を含む長距離越境大気汚染防止レジームの形成に大きな役割を果たした「欧洲モニタリング・評価プログラム」(EMEP)⁽⁷⁾に倣つて、日本政府環境省が一九九三年以来提唱してきたものであり、ようやく現在、ASEAN諸国および中国、韓国、日本、モンゴルを含む北東アジアからロシアの極東地域（シベリア）まで、モンスーン・アジアに属する二十一の国の参加を得て、二〇〇〇年から本格稼動に入っている。⁽⁷⁾しかし、現在に至るもまだ日本政府が全額出資して他の参加国（とくに途上国）の酸性雨観測体制を整備した

り、測定データの精度向上・精度管理のための技術協力、国際協力機構（JICA）の支援も得てキャパシティ・ビルディングのためのセミナー・研修事業等を行つてている段階であり、その本来の目的がまず正確なデータの蓄積と共有化を図ることにあることもある。参加国による資金拠出や酸性雨のモニタリング活動やデータの公表を義務付けるなど、何らかの形で各国政府を拘束するようなものとはなっていない。

以下では、「これらの小地域」として、主な環境協力の枠組みやプログラム、そしてそれらを支える国際的（地域的）な組織体制を概観してみるとしよう。⁽⁸⁾

5. 東南アジア

(1) アセアン環境協力プログラム

東南アジアでは、一九六一年に設立された「東南アジア連合」（ASA）を前身として「東南アジア諸国連合」（ASEAN）⁽⁹⁾が一九六七年に設立された。ただし、ヨーロッパ共同体をはじめとする他の国家連合が条約により設立され、そこに根拠をおいているのに対し、ASEANは当初五カ国の外相による共同宣言（バンコク宣言）によつて結成されたという事実に留意しておく必要がある。国際的な組織体としてのASEANが現在もなお有するいくつかの特色は、そこから浮かび上がつてくるからである。

そのアセアンがUNEPの奨励と支援を受けて一九七八年にはじめてアセアン（当時は六カ国）の共同計画として策定・採択したのが「アセアン環境計画」（ASEAN Environmental Programme: ASEP）である。その後ASEPはおむね五年ごとに改定され、ASEP-IからASEP-IIIへと一九九二年まで続いたが、一九九四年からは「ア

セアン戦略的行動計画」(Strategic Plan of Action: ASPA)と名前を変え、現在に至っている。

アセアン加盟国は相互の内政不干渉と経済協力の促進を基本理念としており、アセアンとして何らかの政策・意思決定を行うともかくセンサスを基本とする。いわゆる「アセアン流儀・方式」("ASEAN Way")である。また、当初アセアンは特段の常設機構を持たず、インドネシアのジャカルタに本部事務局が置かれたのも、アセアン諸国間の経済関係が飛躍的に深まってきた一九八七年のことであった。ASEANとしての最高意思決定は、おおむね三年に一度開かれる首脳会議(ASEANサミット)のほか、原則として同じく三年に一度(必要があれば随時)開かれる外相会議をはじめとする担当閣僚レベルの会議で行われる。⁽¹⁾

したがって、環境問題についての域内協力に関する政策決定を行うのは、同じく三年に一度の環境大臣会議(ASEAN Ministerial Meeting on the Environment: AMME)となるとなるが、日常的には、当初「アセアン環境専門家グループ」(ASEAN Experts Group on the Environment: AEGE)として発足した事務レベルの専門家会議が一九八九年に格上げされ、常任委員会として機能する「アセアン上級事務レベル環境会議」(ASEAN Senior Officials on the Environment: ASOEN)が行う。

前述のアセアン環境計画(ASEP)や戦略行動計画(ASPA)も、その名が示すとおり、まさにプログラムであつて組織を現すものではなく、常設の事務局を有していない。ASEPはASEP-IからASEP-IIIまで若干の違いはあるが、ほんの時期を通じて①海洋環境、②環境経済、③自然保護、④環境管理、⑤越境汚染、⑥環境情報・啓発・教育、の六つの分野に分けられ、それぞれの分野について専門分科会が置かれてきた。それぞれの分野・分科会の幹事国となつた国が事務局を兼ねることになつてゐる。その後、ASEPはASPAに衣替えして継続され、一九九八年には、①自然保護・生物多様性、②沿岸・海洋環境、③多国間環境協定、の三つの分

野・分科会に整理統合された。⁽¹²⁾

アセアン環境計画の実行に当たつて最大の問題は、なんと言つても財政・資金不足である。というより、ほとんどの計画がアジア開発銀行その他の国際金融機関や先進国援助機関からの資金援助を当てにして立てられており、それなくしてはまったく実行不可能なものであつたといふほうが実態に近いであろう。シンガポールは別格としても、その後タイ、マレーシア等の国がめざましい経済発展を遂げ、アセアン地域全体としても経済的に底上げが達成されて、近年この問題は幾分やわらいできたように見えるが、それでも地域の行動計画や協力活動をアセアン内部の国々のみで実施するには、まだ多くの困難を伴う状況にある。

(2) 東南アジアの地域環境条約レジーム

東南アジアでは、ASEANを中心として、これまでに、アセアン自然及び資源保全協定（一九八五年。以下、「アセアン自然保護協定」）、メコン川流域の持続可能な開発協定（一九九五年。以下、「メコン川流域協定」）、アセアン越境煙害防止協定（二〇〇二年、いわゆる「ヘイズ」協定）などが結ばれている。ただし、一九八五年自然保護協定は当時のASEANメンバー六カ国うち四カ国が批准せず、いまだに発効していない。

また、一九九五年メコン川流域協定は、従来ESCAP等国連の主導のもとで流域開発のための調査を行うことに限定されていたメコン川調査委員会の機能と権限を大幅に強化・拡大して条約上の最高意思決定機関とするもの

で、条約の目的や原則は、長年にわたる国連国際法委員会の起草・検討作業を経てようやく一九九七年に採択された「国際河川の非航行利用に関する国連条約」（未発効）に沿って、メコン川流域の「持続可能な開発」や水資源の「合理的かつ公平な利用」の原則をうたい、国連条約を先取りしたような画期的な内容になつていて⁽¹⁶⁾。条約への加盟はメコン川流域のすべての国に開放されているが、ミャンマーと（最上流に位置する）中国は当面加盟する見込みはなく、タイ、ヴィエトナム、ラオス、カンボジアの四カ国のみで構成されるメコン川委員会が条約の実施・運用に際しての具体的な規則・基準を定めるとともに、各国から提案される重要な流域の開発計画やプロジェクトについて審議し、政策決定を行うことになる。

一方、インドネシアの森林火災は従来から数年おきに発生していたが、一九九〇年代に入つて毎年乾期の到来とともに頻発するようになり、その煙霧がシンガポール、マレーシア等の近隣諸国にまで越境して被害を及ぼすようになった。⁽¹⁷⁾そのため、すでに一九九五年には「アセアン越境汚染協力」（ASEAN Co-operation on Transboundary Pollution）が採択されていたが、とくに一九九六年から一九九八年にかけて例年にならない大規模な森林火災が発生し、東南アジア全域に大きな被害を与えた。アセアン諸国はこれを基本的にはインドネシアの内政問題と捉えながらも、アセアンとして共同行動をとることに合意し、インドネシア政府に対し強力な防止策をとるよう要請した。⁽¹⁸⁾一九九七年末には煙害問題に関するアセアン環境大臣会議で、予防体制や監視機能の強化を盛り込んだ「地域煙害緊急行動計画」（Regional Haze Action Plan: RHAP）が採択され、⁽¹⁹⁾一九九八年末の首脳会議（アセアン・サミット）では、森林火災に関する域内協力を強化するためのハノイ宣言とハノイ行動計画を採択したのである。⁽²⁰⁾

国連環境計画（UNEP）の支援を受けて煙害（ヘイズ）の予防、監視、対処に関する条約の起草が二〇〇〇年から始まり、二〇〇一年六月、森林火災に関する世界会議の開催に合わせて、アセアン一〇カ国の環境大臣が

調印した。アセアン六カ国による批准が要件であるが、二〇〇三年一二月に発効した。同協定に基づき、越境煙害管理のためのアセアン調整センターが設置されている。⁽¹⁹⁾

(3) ソフト・ローの多用

これらの条約、協定の他に、自然資源の開発に当たってはその持続可能性に十分配慮する旨をうたつた「ASEAN環境に関するマニラ宣言」（一九八一年）、森林資源の保全と持続可能な利用についての合意事項を規定した「熱帯林業に関するジャカルタ・コンセンサス」（一九八一年、農林業に関するアセアン経済閣僚会議で採択）、環境と開発の統合および環境アセスメントの実施をうたつた「アセアン環境に関するバンコク宣言」（一九八四年）、海がめ保護に関するアセアン了解覚書（一九九七年）、大気、水質等に関する互いの環境基準・規制措置の調和と共通化を目指して協力する旨をうたつた「環境と開発に関するシンガポール決議」（一九九二年）などがある。いずれもいわゆる「ソフト・ロー」の部類に属するものである。

このように、アセアンにおいてはさまざまなレベルで開催される政府間会議や専門家会合が計画、宣言、決議などを採択するとともに、一種の行政協定に相当するような政府（担当省庁・担当者）間の取り決めや覚書が多用される傾向にあると言えよう。

(4) 自由貿易協定と国内環境保護

また、直接環境保護を目的としてはいないが、一九九二年にはアセアン自由貿易協定（AFTA）が結ばれ、その後さらに日本、米国、韓国、そして中国など、域外の諸国とも二国間の自由貿易協定を結ぼうという動きが活発化していることも見逃せない。ただし、これまた現在までのところ、これらの貿易協定の中で積極的に貿易拡大と環境保護の両立・相互補完の関係について規定しているものがほとんど見当たらぬことを指摘しておく必要があ

ろう。例外的に、シンガポール＝日本、シンガポール＝米国など二国間の自由貿易協定では、WTO協定第110条の環境保護目的の例外措置に言及、または直接この条文を援用しているものが見受けられる。^[20]

(5) 小括

包括的な地域統合に向けてのアセアンの進化の過程を分析した山影進は、「一九八〇年代におけるASEANとしての一体性や「ASEANらしさ」の形成過程を指して、アセアンの「レジーム化」を論じている。地域統合組織としてのアセアンがすでにレジームとして確立しているか否かの論議はここでは避けるとして、地域環境レジームの形成についてはどうであるか？」^[21]

これまで述べたとおり、「ASEAN Way」というアセアン独特のコンセンサスを求める方式や、上述(3)のとおりソフト・ローの多用という点にかんがみ、さらにはまた、UNEPその他の国際機関の主導で行われたASEPプログラムや、現在に至るも未だに発効していない一九八五年自然保護協定などを見れば明らかのように、アセアンあるいは東南アジア共通の地域環境レジームと呼べるほどのものが形成されているとは言いがたい。

6. 南太平洋

(1) 南太平洋地域環境計画（S P R E P）
南太平洋地域には、古く一九四七年に設立された「南太平洋委員会」（South Pacific Commission: SPC）がある。ともども、当時はまだ独立していなかった欧米諸国の信託統治領や旧植民地の統治と経済社会発展を促すためにイギリス、フランス、オランダ、アメリカにオーストラリアとニュージーランドを加えた六か国が主導して設立された

もので、各国政府に対して協議・助言を行う国際組織である。²²⁾その後この地域の島嶼国が独立を果たしたことにより、次第にこれらの島嶼国が地域固有または共通の問題について共通政策をとったり、対外的に共同行動をとるため、不断の対話と交流・協力をを行う場として重要な役割を果たすようになつた。

本部事務局はニューカレドニアのヌメアに置かれている。地域としての連帯感が強まるにつれ、一九九八年にはその名称を「太平洋共同体」(Pacific Community)と改めている。また、これとは別に、一九七一年設立された「南太平洋フォーラム」(South Pacific Forum: SPF)があるが、これはSPCメンバー国²³⁾の元首、首脳レベルの定期会合を指している。

一九六九年に開かれた自然保護に関するワーキングショップを契機にして一九七三年に南太平洋委員会（SPC）の中に自然保護関係の担当部署が置かれ、プログラムが策定されたが、さらに一九八二年にはこれを核にして「南太平洋地域環境計画」(SPREP)²⁴⁾が発足した。周囲を海に囲まれた島嶼国の環境に関する計画という特徴を反映して、海洋環境や水産資源の保護、その他島々に固有の動植物など生態系の保全に重点をおいた計画となつていて。当初はSPCが計画・実施するプログラムとしての性格をそなえていたが、一九九一年には新しいSPREPの設立協定により、これが独立の組織になり、事務局をヌメアからサモアのアピアに移すことになった。メンバーはSPCの加盟国とほぼ重なるが、域外加盟国からイギリスとオランダが抜け、先進国としてはオーストラリアとニュージーランドのほか、地域外からはアメリカ、フランスのみとなつていて。

このように、SPREPはSPC本体と同様、設立条約によつて根拠づけられ、独自の組織と財政予算を持つ、独立性の高い地域協力プログラムであるが、あえて問題点を挙げるとすれば、プログラムの立案から実施にいたるまで、メンバー国たる南太平洋の島々の内発的ニーズと自発性によつて動かされているというよりも、この地域に

隣接する先進国であり加盟国でもあるオーストラリアとニュージーランドの圧倒的な存在感と指導力に負うところが大きいということである。また、ここでもプログラム実施のための資金確保が最大のネックであり、世界銀行、アジア開発銀行、UNDP、UNEP等の国際機関をはじめ他の先進国の援助機関も含めて、外部からの資金援助なしには円滑、安定的な実施がむずかしい状況にある。

(2) 南太平洋の地域環境条約レジーム

地域環境条約としては、南太平洋委員会（SPC）。前述のように、現在では Pacific Community と呼ばれる）および南太平洋フォーラム（S.P.F.）のもとで、一九七六年南太平洋自然保護協定、一九八五年南太平洋非核地帯条約、一九八六年南太平洋地域自然資源・環境保護協定、一九八六年南太平洋地域海洋投棄規制議定書、一九八六年南太平洋地域緊急汚染対処議定書、一九八九年流し網漁禁止協定、一九九五年有害・放射性廃棄物持ち込み禁止協定（ワイガニ協定）など、アジアの他の小地域に比べて比較的多くの地域協定が結ばれている。

一九七六年自然保護協定（アピア協定）は、主として国立公園などの自然保護区を設定し、動植物生物資源の開發に当たっては事前にその影響を十分に審査・検討するように求めている。一九七六年に採択されているが批准国が足りず、一九九〇年になつてようやく発効した。一九八六年の自然資源・環境保全協定（S.P.R.E.P.協定）は、海洋投棄規制条約および緊急汚染対処議定書とともに採択された環境保護に関する包括的な条約である。アピア協定と同じく一九九〇年に発効した。

ちなみに、S.P.R.E.P.は地球温暖化に伴う海面上昇や高潮等の被害をもつとも受けやすい島国の集まりとして、気候変動問題には強い関心と危機感を抱いており、気候変動枠組み条約および京都議定書の外交交渉においては世界の他の島国とともに「小島嶼国連合」（Alliance of Small Island States; AOSIS）を結成し、先進国による温室効果ガ

ス排出抑制対策の早急な実施と発展途上国への技術移転の促進、および（地球温暖化への）適応策についても早急に科学的調査研究、技術開発を進めるとともに、適応策を実施に移すための新しい財源確保の必要性を世界に訴えてきた。

(3) 小括

（1）のようにSREPは、域内の環境協力プログラムとしても、条約等によって構成される地域の一般的な環境レジームとしても、アジアの4つの小地域の環境プログラムの中では最もしつかりした基盤に立ち、独自の内容と自前の組織に支えられた地域協力の枠組みであり、（まだ完全なレジームとは言えないまでも）安定的な地域環境レジームを形成していると言えることができよう。しかし、たとえば、いずれも島国として廃棄物の適正な処理、リサイクルの促進等については大きな問題を抱えており、単に地域環境条約に加盟しているというだけでは解決できない問題が多いこともたしかである。²⁰

7・南アジア

(1) 南アジア環境協力計画（SACEP）

南アジアでは、その複雑かつ分断された歴史的・政治的情勢により、長い間ひとつのまとまりを持つた地域としての一体性や連帯感を感じさせるような情況は生まれにくかったが、「一九八〇年代初頭からのUNEPの働きかけに応じ、まず環境面で相互協力を推進する」とを目指して一九八二年に「南アジア環境協力計画」（South Asia Co-operative Environment Programme: SACEP）がアフガニスタン、インド、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ネ

パール、スリランカ等八ヵ国政府の環境大臣会合において設立した。SACEPには全加盟国政府代表で構成される理事会のほかに協議委員会があり、スリランカのコロンボにごく小さな事務局を置いている。^(略) SACEPのもとで、UNEPの地域海計画(Regional Seas Programme)をインド洋、アンダマン海にも導入することが決議され、諸準備が行われてきた結果、ようやく一九九五年になつてバングラデシュ、インド、パキスタン、モルディブ、スリランカの五ヵ国の全権代表により「南アジア海域行動計画」が採択・署名された。SACEPの事務局が、その調整・実施に当たることとされている。

一九九八年、モルディブの首都マレにおけるSACEP理事会で、「南アジアの大気汚染およびその越境影響防止・規制のための宣言」(マレ宣言)が採択された。その後、UNEPのアジア太平洋環境アセスメント・プログラム(UNEP/EAP, EP)やスウェーデンのストックホルム環境研究所(SEI)、国際援助庁(SIDA)等の援助を受けて、大気汚染の監視測定計画や行動計画の策定が段階的に進められている。

(2) 南アジア地域協力連合(SAARC)

一方、同じく「一九八一年ごろから南アジア地域の経済社会開発について相互協力を行おう」という動きが活発化し、一九八三年には南アジアの七カ国の外相会議により「統合行動計画（IPA）」が採択され、さらに一九八五年には、インド、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ネパール、スリランカ等南アジアの八カ国政府の首脳會議により「南アジア地域協力連合」（South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC）憲章が採択され、SAARCが正式に発足した。⁽²⁶⁾

SAARCも一部で環境問題を取り扱っている。とくに自然災害と環境保護、グローバルな気候変動による地域環境への影響などの調査研究に力を入れており、一九九七年には、同じくマレの閣僚会議において気候変動問題に

関する南アジア諸国の「緊急行動計画」と対外的な「共同ポジション」を採択している。

(3) 小括

南アジアは、地域協力がまず環境面分野の協力という機能的な側面から始まったという特異な経緯を有する地域であり、しかもそれが後にはSACEPとSAARCという組織的には別の国際機関とプログラムによって支えられているという特色を有している。現在までのところ両者は相互補完的に機能していると見られ、利害や権限の対立による問題はさほど生じていないようであるが、ある面ではメンバー国や外部の国際機関およびドナーの努力・協力が分散され、その効果をそいでいる側面もあることは否定できないであろう。

8. 北東アジア

(1) さまざまな計画とフォーラムの存在

北東アジアは、域内諸国間の複雑な歴史的関係と政治・経済・社会体制の違いにより、環境問題に限らずどの分野でも共通の認識を持つことや域内国際協力の推進がむずかしい地域である。たとえば、UNEPがいち早く手がけ、その顕著な業績・成功例として讃えられることが多い「地域海計画」であるが、世界の主要な閉鎖性海域を指定して海洋汚染防止その他海洋環境の保護について沿岸国が共同で科学的調査研究や情報データの交換を進めるとともに、各國政府の政策・措置を調整・調和させ、海洋汚染・海難事故の発生等の緊急事態には共同で対処する体制作りを目指したUNEPの「地域海計画」においては、日本海（韓国名では「東海」）を中心とする大きな閉鎖性海域が最後まで空白地帯として残されてきた。

それでも日中、日韓、中韓、日露等、二国間ベースでは域内各國間で多くの環境協力協定が結ばれて定期的な協議が行われてきたり、また、地球サミットの翌年の一九九三年から、主として日本政府とくに環境省のイニシアチブにより、日本、中国^④、韓国、モンゴルにロシアを加えた五カ国の政府環境省庁および地方自治体が（そして後には一部NGOも）参加して互いの環境問題をめぐる最新の情報交換と政策対話をを行う「環日本海（英語名称では北東アジア）環境協力会議（NEAC）」が開かれてきたほか、一九九九年からは日中韓三カ国の環境大臣が定期的に会合する「三カ国環境大臣会議（TEMM）」が開かれ、三カ国の環境担当行政官の合同研修や黄砂問題の共同研究など、具体的なプロジェクトもいくつか動き始めている。しかし、これらはいずれも正式な政府間のプログラムや協力枠組みではなく、日本政府内部でも他省庁の参加がほとんど期待されていない。（このほかにも日本政府環境省のイニシアチブにより毎年開かれているものとしては、アジア太平洋全域にわたる「ECO—ASIA」会議やその下で行われたアジア長期展望プロジェクト、その他「気候変動問題に関するアジア太平洋地域セミナー」などがあるが、ここでは詳述しない。本稿の冒頭に触れた「東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANE）T」も、元来は北東アジア地域が主たる関心の対象であり、なかでも日本と韓国にとつては微妙な問題を引き起こしかねない対中国との関係で、対象地域・参加国の範囲を広げて構想されたものである。）

(2) NEASPECとNOWPA

これに対し、「北東アジア小地域環境協力計画（NEASPEC）」および「北西太平洋行動計画（NOWPA P）」は、前者が国連の地域経済委員会のひとつであるESCAPの呼びかけで、北東アジアの諸国政府が合意して始められたものであり、後者は前述のとおり、最後に残された「地域海計画」の空白海域として、関係各国に対するUNEPの強い働きかけがあつてようやく始まつたものである。

このような経緯があるため、いずれについても域内諸国の内発的ニーズや熱意に基づくものではなく、政府間で合意されたプログラムと言つても条約に基づくものではなく、今ひとつ域内各国の熱意やオーナーシップ意識に欠けるところがあるのは否めない。

NEASPECは、プログラム内容としても包括的なものではなく、二ないし三の特定分野（たとえば、大気汚染防止に関連して「クリーンコール・テクノロジーの開発利用」、生態系管理に関連して「国際河川の水管理」等）において協力できるものから協力していくという格好になつており、その予算的裏づけもほとんどない。現実には、域内唯一の先進国日本（および最近先進国の中間入りを果たした韓国）の資金・技術援助いかんにかかっている状況である。また、いまだに自前の組織と事務局体制を有しておらず、ESCAP事務局の片手間に頼っている状況であり、包括的なプログラムを実施できる状況ではない。

これに比べるとNOWPAPは、まずこの海域の詳細な調査・モニタリングを行い、データを収集・蓄積し分析・解明していく段階であるが、昨年になつてようやく地域活動センターや分野ごとの活動調整センターの設置場所が決まり（関係各国に分散配置という政治的妥協が成立）、今後ようやく実際の活動が活発化すると見込まれる。しかし、「地域海計画」のもとで地中海その他の海域について締結されたような条約に基づく海洋汚染防止レジームが成立するまでの道のりは、はるか遠い先のことと言わざるを得ない。

(3) 小括

この地域ではアジアの四小地域の中で一番遅れて地域環境協力がスタートしたこともあり、かつまた日本が唯一の先進国であることもあって、ほとんどの地域環境協力のプログラムや枠組み体制が日本の提唱になるもの、または日本の後押ししなしには成立・維持できないものばかりである。逆に日本があまりに前面に出て地域のリーダー役

を果たそうとするあまり、いろいろな地域協力プログラムやネットワーク、情報交換、政策対話の場が乱立気味であり、それらの機能の重複も多く、全体として効果をそびでいる面があると言えよう。

9. レジーム論と地域環境レジームのありよう

こうした小地域レベルでの国際的な環境協力プログラムや国際組織・ネットワークを称して、アジアにも地域環境レジームが存在するという見方をする論者もいるようであるが、筆者はこの考え方をとらない。以下では、この点をレジーム論に立ち返つて検討してみよう。

研究社の新英和大辞典によれば、「レジーム (regime)」とは、(1)に統治方式・体制、管理体制、または政治形態、政体を意味し、(2)に社会制度、制度を指す。また、(3)に地理学などの自然科学においては自然現象の規則性を指し、とくに季節による水量・水位の変化や氷河などの形状変化をいうとされる。

国際政治学におけるレジームの概念も、これから導き出されたものであるが、人によって多様な定義づけが可能であり、実際にもその定義は理論的検討が進むにつれて変化してきた。たとえば、その代表的なものを年代順に並べてみると、

- 相互依存の関係に影響を与える統御の枠組み (arrangements) のセット。行動と行動の効果を規制 (regulate) するルール、規範および手続きのセット (Robert Keohane & Joseph Nye・一九七七年)⁽²⁹⁾
- 社会システムを統御するルール、規範あるいは制度的期待のセット。ここで統御とは、社旗システムを制御

し規制する、あるいは秩序、一貫性、予見性を与える、ところれども意味ある。(Raymond Hopkins & Puchala
 ・一九七八年)⁽³⁰⁾

- 一般的に認められたルールのセット。ある問題領域について、それを規制するために合意された相互的な期待、規範、ルール、そして手続きのセット (Ernst B. Haas・一九八〇年)⁽³¹⁾
- 特定の、意味のある活動領域において利害を持つてゐる者の間で、それらの行為を統御する社会的な諸制度。各国の期待が収斂する実践・行動の様式。社会構造 (Oran Young)などがあげられよう。

一九八二年には International Organization 誌におけるレジーム論の特集が編まれ、ソリドレジームの、いわば大方の政治学者によつて合意された（今では古典的とも言ふる）定義が示された。つまり、
 ● 国際関係の特定の分野における明示的、あるいはインプリシットな、原理、規範、ルール、そして意思決定の手続きのセットであり、それを中心として行為者の期待が収斂していく（Stephen Krasner）⁽³²⁾
 といふものである。
 この定義によると、あるレジームが形成され、成立しているためには、必ずしもそれを明示的に規定し文書化した条約が結ばれている必要はなく、世界政府が存在しない国際社会においては、むしろ国家間の条約によって規定されない多くの分野で一定の秩序が維持されているのが常態であると想うことができよう。その秩序を維持

しているものがレジームだ、というわけである。

だがしかし、現にレジーム論の提唱者や信奉者たちが分析評価の対象にしたのは、やはり条約や政府間協定・取極め等の存在を前提としたレジームの形成過程であり、加盟国による条約上の義務の遵守と実効性の問題であつた⁽³⁵⁾。

10. レジームの形成と認知共同体

また、地中海の環境汚染を沿岸諸国が協力して、地中海行動計画にはじまり最終的には陸上汚染源の規制をも含む広範な対策協力に合意した地中海環境保全条約（バルセロナ条約）の締結、にまで至る過程を分析したピーターハース（Peter Haas）は、そこに特に科学者と各国の政策決定者の間に「認知の共同体（epistemic community）」が存在したことが地中海環境レジームの成立・成功へと導いた鍵であるとした⁽³⁶⁾。通常の政治学におけるレジーム論やゲームの理論が前提とする覇権国家が地域内に存在しなくとも、専門家集団が共有する普遍的な自然科学的な知によつて、国家間の協力が可能になつたというわけである。

科学的なデータの蓄積や事実の解明が重要な環境政策の決定に当たつては、この「認知共同体」の形成が、レジーム形成の重要な鍵になる、というのである。たしかに、ヨーロッパにおける長距離越境大気汚染条約のレジーム形成過程にも、この理論はよくあてはまりそうに見える。しかし、条約自体は各國政府の政治的、経済的、軍事的安全保障などさまざまな要因から交渉が行われ、合意と妥協が成立してはじめて締結されるものであり、現に長距離越境大気汚染条約の場合も、東西冷戦のさなかにありながら、全欧安全保障会議（CSCCE）の場における両陣営

の政治的・軍事的な思惑から締結されたものだとの説をとる者もある。⁽⁴⁾したがって、認知共同代の形成・存在は、地域環境レジームの形成にとって必要条件でも十分条件でもないが、それが存在すれば特定の問題領域においては国際協力が進みやすい、それが場合によつてはレジームの形成につながることもある、と言うことができよう。また、条約が加盟国的一般的な義務を定めるのみであつたり、今後その枠組みのもとで具体的な規制措置や規則・基準が明確に定められていくことを想定して締結される枠組み条約である場合には、レジーム形成の初期の段階で条約だけが先に締結されることも起り得る。(たとえば、気候変動枠組み条約など。渡り性動物の保護に関するボン条約や生物多様性条約もある意味では枠組み条約と言える。)

国際法の世界では、国際会議や国際機関により採択される原則の宣言や決議などを含めて「ソフト・ロー」と呼ぶことが多い。そして環境の分野では特にこのソフト・ローが多用されているといわれる。中には、地球温暖化防止のための気候変動枠組み条約のような枠組み条約もソフト・ローの一種と考える国際法学者もいるようであるが、筆者はこの説をとらない。たとえその内容が加盟国的一般的な義務のみを規定し、各国が遵守すべき具体的な規則・基準や手続きを定めず、さらなる外交交渉を経て締結される議定書や条約機関による今後の審議、決定にゆだねられることが多い枠組み条約にしても、主権国家間の合意事項を文書にして明示的に盛り込み、各政府代表による調印、議会の承認も含めた批准という最も重い手続きを経て締結され、国家としての政策や行動を多かれ少なかれ拘束する国際条約までソフト・ローと呼ぶのでは、何がソフトで何がハードなのか、その違いがあまりにも不明確であり、ソフトとハードを使い分ける意味がなくなってしまうからである。

11. ガバナンス論と環境安全保障

レジーム論はその後一九九〇年を境にして冷戦構造が終えんし共産主義ソ連が崩壊すると、冷戦後の世界平和と秩序のありかたをめぐつてオラン・ヤングの「環境安全保障」論やグローバル・ガバナンス論が台頭し、それについて替わられたような感がある。⁽⁴⁰⁾ ところが、もともと統治システムやその制度的側面を強調していたO・ヤングやE・ハースは国際社会における「政府なき統治」がどのようになされているかという観点からレジーム論を開拓してきましたが、たとえばO・ヤングは後にレジーム論を「限定された問題領域 (issue areas)」⁽⁴¹⁾ あるいは単一の問題 (issue)⁽⁴²⁾ にして形成されるガバナンス・システムである」と定義している。

それに伴つて、国際的または国内の環境保全をめぐつてグローバル、リージョナル、あるいはナショナルなレベルで「環境ガバナンス」という言葉が用いられはじめた。

また、Jessica Mathews⁴³ が Foreign Affairs誌に「安全保障を再定義す」（“Redefining Security”）⁴⁴ と題する論文を一九八九年に書いて以来、環境問題に関心のある政治学者その他の識者の間では「環境安全保障 (Environmental Security)」⁴⁵ という概念が定着した。しかし、この概念もまた多義的であり、政治的、軍事的な意味での安全保障とのリンクを重視するHomer-Dixon⁴⁶ に代表されるような立場に立つものから、人の健康や人間の安全保障まで含めて安全保障をめぐめて幅広くといえる立場まで、きわめて多様である。

12. 結びに代えて

アジアにおける地域環境協力の現状評価および将来に向けての課題と展望については、上述各節の「小括」の部分で筆者の考えるところをある程度まで述べてきたので、最後にこの環境安全保障の見地から東アジアにおける環境レジーム形成の現状を分析・評価したある論文を紹介して本稿の結びとしよう。

韓国の少壮気鋭の国際政治学者 Geun Lee は⁽⁴³⁾、東アジアの環境安全保障を論じているなかで、その分析枠組みとして次の4種類を区別している。すなわち、

- ①（潜在的な）環境安全保障複合
- ②利害の均衡システム
- ③地域レジーム
- ④地域共同体

の4つである。①から④に進むにつれて環境安全保障の度合いが高まるところがあるのであるが、Geun Lee は、現在の東アジアは①の段階、よくみてやせいかぜい②の段階にところあるとしている。

筆者が本稿で概観してきたところからいふ、Geun Lee の結論にはうなづけるであろう。問題は今後これをどのようにして（どのような戦略目標と戦術的手段を用いて）東アジア地域、とくに我が国日本の属する北東アジア地域の環境レジームのあるべき姿、望ましい形に近づけていくかである。残念ながら紙幅が尽きたので、この問題については別の機会に譲ることとした。

注

- (1) 山本吉宣「国際レジーム論」国際法外交雑誌95巻1号、p.3、一九九六年
- (2) 山本、前掲書、p.3
- (3) UNEPのRegional Seas Programmeに言及したものは数多くあるが、国際政治学者による国際環境政策の教科書の中で挙げられてくる例として、Lynton Caldwell, *International Environmental Policy*, 2nd edition, 1996
- (4) これまたたく間に研究論文が公刊されてしまふ。一例として、Mark Levy, "The Power of Totem-Board Diplomacy" in Peter Haas et al (eds.), *Institutions for the Earth*, 1996
- (5) Ibid.
- (6) *Regional Environmental Strategy for Asia and the Pacific*, UN/ESCAP, 1980. 筆者はたまたま一九八〇年ESCAP環境大臣会議の上級事務レベル準備会合における共同議長として、マレーシア政府代表の環境局長（当時）アブ・バカール氏とともに、この「戦略」の策定作業に加わった。その後二〇〇〇年にこれを「地域環境計画」に改定するときの第1次ドラフトも筆者が作成することになったのも、何かのめぐり合わせであろうか。（しかし、このドラフトはその後に開かれた政府間会議でズタズタにされ、見る影もなくなってしまったのである。察するに、計画の実施を確実なものとするため筆者が個々の優先課題」と、小地域などに幹事国または幹事国際機関を指定する」とにして、その具体案をつけて提示したのが各國政府代表の不評を買ったのではないかと推測される。もちろん他にも多くの不満足な点はあるであろうが……。）
- (7) 本格的な稼動を開始したことになっている、というほうがより正確かもしれない。参加国の中には酸性雨観測装置の設置・運転から測定データの精度管理、集計・公表にいたるまで、まだまだ多くの問題を抱えている国が多いからである。EANETについては、環境省のHP (<http://www.env.go.jp>) または酸性雨研究センター（ADORC）のウェブサイト (<http://www.adorc.gr.jp>) を参照のこと。

アシトにおける地域環境協力プログラムの現状を分析評価した上で、次の文献を挙げておこなう。たゞ一、八、九は地域
環境条約には触れておらず、Kazu Kato (ed.), *Regional/Subregional Environmental Cooperation in Asia*, Institute for Global Environmental
Strategies (IGES), 2001.

- (8) トヤトハ事務局のウェブサイト (<http://www.aseansec.org/>) を参照。
- (9) Wakana Takahashi, "Environmental Cooperation in Southeast Asia (ASEAN)", in Kazu Kato, op. cit.
- (10) Boer, B., Koh K. L. and Roswell, D. (eds.), "ASEAN Cooperation and Integration in the Field of Environment", in Asian Development Bank,
2001.
- (11) ADB, op. cit., Agreement on the Conservation of Nature and Natural Resources"
- (12) ADB, op. cit., "Some Areas of ASEAN Environmental Cooperation"
- (13) Yearbook of International Environmental Law, Oxford UP, 1997.
- (14) Ibid., 2002. See also Simon Tay, "The South-east Asian Fires and Sustainable Development: What Should be Done?", *Asia Pacific Journal
of Environmental Law*, Vol. 3, Issue 3, 1998.
- (15) 通算論文 YIEL 第4号の Lon Dr. Dissertation を参照。
- (16) Simon Tay, op. cit. 及び Ben Boer et al., *International Environmental Law in the Asia Pacific*, 1998 を参照。
- (17) Simon Tay, op. cit.
- (18) 「くべく協力」の意味トヤトハ事務局のウェブサイト (<http://www.aseansec.org/>) を参考して口一説する。
- (19) Imai, Ken-ichi and Kamal, M. G., "The Relationship Between the WTO and Regional Trade Agreements and Institutions on Trade and Environment in Asia", paper presented at a side event organized by IGES during WTO Ministerial Meeting in Cancun, Mexico, 2003.

- (21) 山形進『ASEAN—シンボルか心システム』東京大学出版会、一九九一年

(22) 南太平洋委員会および太平洋共同体の成り立つてこゝだま、のSPCのウェブチャット (<http://www.spc.org.nc/>) を参照の上。

(23) S P C R E P のウェブチャット (<http://www.sprep.org.ws/>) を参照。

(24) 南太平洋の島嶼国に対する日本の経済・技術協力の可能性としては、水産資源をはじめとする海洋環境の保全のほか、地球温暖化に伴う諸々の潜在的リスクに対する対応策および温暖化への適応策の支援が挙げられるが、もう一点忘れてならないのは、いわした小島嶼国における“処理の問題”である。

(25) S A C E P のウェブチャット (<http://www.sacep.org/>) を参照。

(26) S A A R C のウェブチャット (<http://www.sarc-sec.org/>) を参照。

(27) Kazu Kato 前掲書中、Wakana Takahashi, "Environmental Cooperation in Northeast Asia" ならびに Kazu Kato and W. Takahashi, "Whither NEAC? An Overview of the Past, Present and Future of Environmental Cooperation in Northeast Asia" を参照。

(28) 最近になって韓国政府から「トマトハレル」の提出表明がおいたばかりである。

(29) Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, *Power and Interdependence*, Little Brown, 1977.

(30) 日本の前掲書上記。

(31) 同上。

(32) 画上。

(33) International Organization, Vol. 36, No. 2, 1982

(34) Stephen D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables," in S. D. Krasner (ed.), *International Regimes*, Cornell UP, 1983

(35) たとえば Mark Levy, et al (eds.), *Compliance and Effectiveness of International Environmental Agreements*, IIASA, 1998 など Peter

- Haas et al., 「福澤書」を覗く³⁶
- (36) Peter Haas, *Saving the Mediterranean: The Politics of International Environmental Cooperation*, Columbia UP, 1990
- (37) 米本昌平『地球環境政治』碧波書店、一九九四年、『知政学の歩み――科学技術文明の読みかじめ』丸々叢書、一九九八年。
- (38) 岩間徹・磯崎博司他編『環境法辞典』有斐閣、11001年。
- (39) Oran Young, *International Governance*, Cornell UP, 1996
- (40) Jessica T. Mathews, "Redefining Security," in *Foreign Affairs*, Spring 1998.
- (41) Thomas Homer-Dixon, "On the Threshold: Environmental Changes as Causes of Acute Conflict," *International Security*, vol. 16, No.2 (Fall, 1991); *Environment, Security, and Violence* (Princeton UP, 1999; Thomas Homer-Dixon and Jessica Blitt, eds., *EcoViolence: Links Among Environment, Population and Security* (Rowman & Littlefield, 1998)
- (42) Teriff, Croft, James, and Morgan, *Security Studies Today*, p.118
- (43) Geun Lee, "Environmental Security in East Asia: The Regional Environmental Security Complex Approach," *Asian Perspective*, Vol. 26, No. 2, 2000, Hatfield School of Government, Portland State University, Oregon, U.S.A./The Institute for Far Eastern Studies, Kyungnam University, Seoul, Korea, 2000.